

再審法制を問う

①

が、この過程で発覚したのが証拠データの工作だ。弁護側がDNA検査結果の元

年・元死刑囚(執行時70)

が殺人罪などで起訴され、2006年に死刑確定、08

妻が09年に再審請求、14年

請求棄却、18年2月抗告棄

却。最高裁に特別抗告中。

▼飯塚事件 1992

年、行方不明だった福岡県

飯塚市内の小学1年の女兒

2人が朝倉市内の山中で遺

体で見つかった。久間三千

が、DNA鑑定が事実上、

強く影響した。元死刑囚の

妻が09年に再審請求、14年

請求棄却、18年2月抗告棄

却。最高裁に特別抗告中。

として開示していない。

再審請求審は裁判官の指

揮で検察、弁護側が加わり

や私物を理由に処分された

ことの限界が浮かぶ。

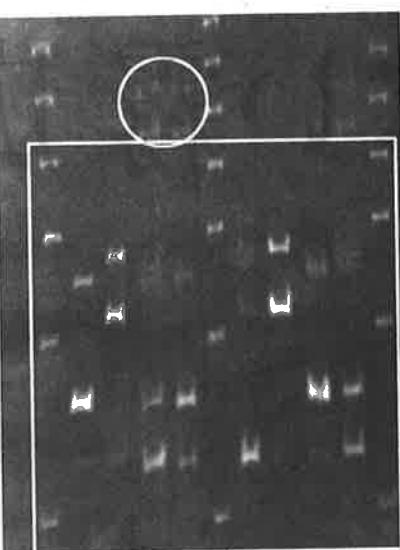
九州には冤罪(えんざい)が疑わしながら死刑が執行され、再審無罪を目指す事件が3件ある。うち審理が続く飯塚事件の再審請求審では、決定的な証明力を期待されて登場したDNA鑑定の評価について裁判所自身が問われている。

事件ではDNAの再鑑定法を立件時

科学警察研究所の同一鑑定人らが実施していた。死刑執行は足利事件の再審請求審で再鑑定が決まった直後で、刑の確定からわずか2年後だった。被害者からの鑑定試料は当初は十分な量はあったといふ証言もあるが、鑑定で大部分を使いつづいた。その後の再試験を可能にする科

学鑑定の前提を欠く措置だった。

DNA鑑定 検証に壁



証拠提出された鑑定写真は□部分のみで、真犯人の型の可能性を示す○内の部分はカットされていた。弁護団提供

非公開審理は裁判官次第

で認め無罪となつた。飯塚

事件について岩田弁護士は

「再試験や検証を可能にする試料や記録保存は科学の前提。ましてや結論に導くために都合よく加工するのはそれ以前」と語る。

福岡高裁までの再審請求では弁護側の主張の一部を入れ、DNA鑑定の信用性の評価を下げたが、問題の画像は「実験で生じる工

裁判官の力量や過去の判決に向き合う姿勢に左右される再審開始判断の実態は「再審格差」とも言われる。再審請求審の手続きの定めがないことなどに原因がある。弁護士や研究者らが加わる九州再審弁護団連絡会(世話人・八尋光秀弁護士)が制度見直しを求めて国会や全国の再審事件関係者への働きかけを始めた。九州

再審請求審は科警研の鑑定自体が検証対象になつた。

広角銳角

再審法制を問う

②

熊本県玉名市の仏教寺院「生命山シユバイツアーワーク」の住職、古川龍樹さん(58)は、1947年に起きた福岡事件の西武雄・元死刑囚(執行時60)の再審を求め運動に取り組んでいる。

先代で父の故泰龍氏から受け継いだ活動だ。昨年、発生から70年。死刑執行から42年が経過している。

戦後の混乱期、警察は過酷な拷問捜査を継続し、自白を強要した。同様の捜査は数多くあり、1960年代に入ると終戦直後の一定期間の死刑判決事件を対象とする再審特例法案が国会に提出される。

無念の思い 誰が晴らす



福岡事件70年キャンペーン報告集会で話す古川龍樹さん
(昨年12月、東京都代田区)

限定される請求人

利益には、再審にも適用される」と判断し、冤罪(えんざい)救済に道を開けた最高裁の白鳥決定が出た直後だった。再審請求しておらず恩赦が適用された他の2事件2人を除く対象事件の元被告らは再審請求を継続、2人は生存中に無罪と

教誨(きょうかい)師として事件に関わり、無罪を「私はわうじがぬがれなった。唯一、刑が執行されることはなく、公判でも全員が否認したが、西元死刑囚は新判断のた。托鉢(たくはつ)姿で下での裁判やり直しの道を奪われた。」と確信したのが泰龍氏だった。西元死刑囚は新判断のた。托鉢(たくはつ)姿で下での裁判やり直しの道を奪われた。

全国行脚、再審請求を支援してきた。教誨(きょうかい)師として事件に関わり、無罪を「私はわうじがぬがれなった。唯一、刑が執行されることはなく、公判でも全員が否認したが、西元死刑囚は新判断のた。托鉢(たくはつ)姿で下での裁判やり直しの道を奪われた。」と確信したのが泰龍氏だった。西元死刑囚は新判断のた。托鉢(たくはつ)姿で下での裁判やり直しの道を奪われた。

年に亡くなり手続きが終了、残る共犯とされた元被告の親族の請求も09年に最高裁判所に棄却された。

本人が死亡した場合に再審請求できるのは配偶者や直系親族、兄弟姉妹に限定される。だが仮に遺族が健在でも請求には有形無形の大きな負担がのしかかる。

広角鋭角

龍氏の運動が実を結ぶのは、世紀が変わってからだつた。再審事件に取り組む八尋光秀弁護士らは99年に弁護団を結成。2000年に亡くなった泰龍氏が残したもの引き継ぐ」と語る。事件70年の17年は全国70カ所超の会場で集会を開いた。八尋弁護士は「戦後の混乱期で『もう昔の事件』とおらず冤罪の原点。総括が必要だ」と指摘する。

政府は6事件7人に積極的な恩赦適用を表明。福岡事件では実行犯とされた故石井健治郎元死刑囚(89年に仮釈放)は死刑から無期懲役に減刑されたが、首謀者とされた西元死刑囚は同じ日に処刑された。

「『疑わしきは被告人の

再審法制を問う

③

かつて1700人のハンセン患者が入所していた「国立療養所菊池恵楓園」(熊本県合志市)には現在、230人弱が暮らす。完治後も後遺症が残るなどの事情で施設外の生活が困難な人たちだ。平均年齢は80歳を超える。

差別や偏見に対し入所者は自治会をつくり、団結し声を上げてきた。鬪いは今も続く。一貫して無実を訴えながらハンセン病隔離法廷(特別法廷)で有罪とされ、1962年に死刑執行された元入所者の男性(執行時40)の冤罪(えんざい)を晴らすことだ。菊池事件と呼ばれる。自治会長の志村康さん(85)はそのための国に対する損害賠償訴訟の原告の一人だ。

裁判には前哨戦がある。男性の再審実現のため、全国ハンセン病療養所入所者協議会などが検事総長に対し、国が自ら菊池事件の再

審を請求するよう求めた。社会の偏見や差別が解消しない中で親族らは手を上げられないからだ。

検察官も請求人の役割を果たせる規定があり、「憲法で認められた人権保障の手続きを欠いて裁かれたこ

のケースこそ、規定を生かすべきだ」(弁護団の遠矢洋平弁護士)。しかし検察

菊池事件

1951

した。

年、熊本県内で地元役場の職員が自宅にダイナマイトを投げ込まれた。ハンセン

病の人所勧告を受けた逆恨みの犯行として男性が起訴され、翌年逃亡中にこの職員が何者かに刃物で切られ死亡。これも男性の犯行とされ57年に死刑判決が確定

全面否認していたが弁護人は争わず、事实上弁護人不在で進行した。3度目の再審請求が棄却された翌日、死刑が執行された。

かわらず国はすべての患者の隔離政策を強力に継続した。この誤りが明確に認定されたのが「遅くとも19

効薬が開発された。にもかかわらず裁判では憲法違反がある。それを許した裁判のあり方も同時に問われる。通

常の裁判では憲法違反が上訴の要件の一つになつていいのに、再審開始にはこれが明記されていない点も見直されるべきだ、という。

志村さんは施設内に設けられた拘置所で男性と何度も面会した。「とても穏やかな人でした。最初の事件に関連するダイナマイトの事件も、その事件の関連するダイナマイトの事件も全くなかった。全国の予防法違憲国家賠償訴訟の裁判(2001年)だ。

裁判所も1948年から72年まで95件の患者の裁判について療養所内などの隔離施設に特別法廷を設置し

調査に入り、関心が高まりつつあった矢先に突然執

から支援団体が繰々と現地調査に入り、関心が高まりつつあった矢先に突然執

「憲法違反」主張を認めず

60年には隔離規定は合理性を全く欠き、違憲状態だ

った」とした熊本地裁のらい

い予防法違憲国家賠償訴訟

判決(2001年)だ。

裁判所も1948年から72年まで95件の患者の裁判について療養所内などの隔

離施設に特別法廷を設置し

裁いた。2016年に最高裁は

をようやく認め、最高裁は

差別を助長したとして謝罪

する。「医者も司法も誤ったなら正し謝罪すべきだ」

療養所内に設置された医療刑務支所の様子を説明する志村会長(1月、熊本県合志市菊池恵楓園)

広角鋭角

裁判には前哨戦がある。男性の再審実現のため、全国ハンセン病療養所入所者協議会などが検事総長に対して謝罪を要求する。医者も司法も誤ったなら正し謝罪すべきだ



再審法制を問う

④

▼大崎事件 1979年、鹿児島県大崎町で原口アヤ子さん殺害事件が発生。長兄である原口さんと次兄、その息子が原口さんに指示された殺人、死体遺棄事件とされた。原

口さん以外は自白し争わず、戦前の刑事訴訟法で再審有罪が確定。

共犯の男性にはいずれも知的障害があり、客観証拠の決定では自白の心理鑑定もほとんどなかった。昨年

刑判決という利益再審に限られた。公益の立場からが評価され、再審開始を認める決定となつた。

員、武田佐俊さん(74)はの夫と次兄、その息子が原口さんに指示された殺人、死体遺棄事件とされた。原

院は、再審開始に協力する車に乗せて連れて行き、宣伝活動も一緒だった。車中では私はやつてない」と事件のことを何度も話した。毎週、弁当持参で訪問。話しありになり、買い物や病院通いを手助けした。

強いていたと感じた」と武田さんは話す。「現状は再審裁判が始まる前から一方当事者として証拠を出し渋り、積極的に反対立証している実態がある。本来の再審制度にとって弊害になつてゐる」(鴨志田弁護士)

2017年6月に鹿児島地裁が2度目の再審開始決定を出した大崎事件の元被告、原口アヤ子さんは90歳だ。体調が弱りだしたので3年前から介護施設で暮らす。最初の決定は2002年。第1次請求審。今回は第3次請求審で、この間15年を費やした。

が、なお再審公判にたどり着かない。検察官が今回も即時抗告したからだ。長い年月をかけてようやく開始決定が出ても検察官はほぼ機械的に抗告を繰り返す。14年に再審開始決定が出た鶴田巖さん(81)も現在、身柄拘束まで解かれているのに即時抗告審が続

く。原口さんは一貫して無罪を主張、10年間の服役中もその姿勢は変わらず満期出所となつた。その間に両親は亡くなり、出所後は一人暮らしだった。

宮崎県串間市の元国鉄職

繰り返される検察官抗告



大崎事件の現場を案内する支援者の武田さん

かすむ「被害救済」の視点

規定期間ではない。原口さんの弁護人、鴨志田祐美弁護士は、「通常の裁判は検察、弁護双方が主張・立証しかし、裁判官が判定する当事者主義をとっている。しかし再審裁判の前段階の手続きで、ある再審請求審は裁判官の権限で審理が進められ、通常の裁判とは構造が異なる」と指摘する。

日本が参考にしたドイツでは戦後、検察官抗告を禁止しており、九州再審弁護団連絡会も検察官抗告制度の禁止を訴える。原口さんの第3次再審請求審は請求から2年弱と比較的の短期間に結論が出了た。福岡高裁宮崎支部の抗告審は、毎年実行されており、再審開始のための手続きはこれ以上長引かせてはいけないという覚悟の表れ」と武田さんは話す。

広角鋭角

再審法制を問う

(5)

公判段階で供述を翻し無罪主張に転じた松橋(まつばせ)事件の元被告、宮田浩喜さん(84)の主任弁護

人、三角恒弁護士が、再審請求の準備を始めたのは最高裁判で刑が確定して間もなくだった。しかし判決の記録などの分析を進めて再審開始につなげられる「新規・明白な証拠」への糸口がなかなか見いだせない。

5年ほどたった頃、突破

がつた。

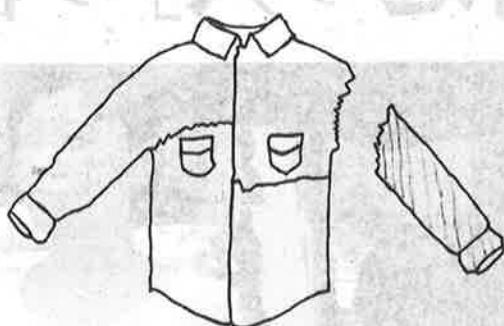
刺傷の痕と犯行に使われたとされる小刀との不一致も再審開始の決め手となつたが、被害者の当時の着衣が閲覧できたため、詳細な鑑定が可能となつた。

凶器の小刀は自白に基づき特定された。ところが木製の柄の部分も含め血痕は一切検出されない。布切れ例」(三角弁護士)

かつたのは事件と無関係な軍手ばかり。すると宮田さんが家で布切れと一緒に燃やしたと供述を変える。「裁判になれば分かつてもらえないが虚偽自白に陥る典型的なが含まれている場合が少

なくないからだ。もともとち証拠と呼ばれ、有罪立証に都合が悪いと判断したものが含まれている場合が少く再審請求審で最大の問題が証拠開示。確定審の裁判も終了しており、開示に伴う弊害はほとんどないはず。規定があれば裁判官も開示を促しやすい」と指摘する。

検察への義務付け急務



犯行後に燃やされたはずのシャツの左袖部分が保管証拠物の中から見つかっていなかった。弁護団の説明資料から

広角鋭角

▼松橋事件 1985年に熊本県松橋町(現宇城市)の住宅で男性の刺殺体が発見。2日前の新年会に参加した宮田浩喜さんが口論になった腹いせに、帰宅後小刀を持って戻り刺した犯行とされた。90年に最高裁で懲役13年の実刑が確定、服役した。2012年に成年後見人が再審請求、16年に熊本地裁が再審開始決定、17年に福岡高裁もこれを維持。検察側が特別抗告中。

(第127集おわり)

これらの「物証」を押さえたことが、後に再審請求審開始後の供述調査や鑑定書など証拠開示の請求で終了していた。宮田さんが現場検証で捨てた場所を指し、裁判所の開示勧告につれていた。宮田さんは公判前整理手続で一定の類型の証拠などや目録の開示が義務付けられた。ただ再審請求審は対象外だ。

原和政が担当しました。

を巻いて刺した、という供述に変遷する。

また軍手もはめていて、刺傷の痕と犯行に使われたとされる小刀との不一致も再審開始の決め手となつた。川をさうったが、見つ

た。しかし裁判官が裁量で判断して裁判員裁判で一定の類型の証拠などや目録の開示が義務付けられた。ただ再審請求審は対象外だ。

えだ

たことが、後に再審請求審開始後の供述調査や鑑定書など証拠開示の請求で終了していた。宮田さんは公判前整理手続で一定の類型の証拠などや目録の開示が義務付けられた。ただ再審請求審は対象外だ。

元裁判官で法政大の水野智幸教授は「手続き規定を守らなければいけない」と指摘する。